

## 公示

2016年JAF関東ダートトライアル選手権第1戦FSCダートトライアルは、一般社団法人日本自動車連盟(JAF)公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAF国内競技規則とその付則、2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、2016年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則、スピード行事競技開催規定および本競技会特別規則に従い準国内競技として開催される。

### 第1条 競技会名称

2016JAF関東ダートトライアル選手権第1戦

JMRC関東ダートトライアルシリーズ

『JMRC全国オールスター選抜戦』 『 FSCダートトライアル 』

### 第2条 競技種目

ダートトライアル

### 第3条 競技の格式

JAF公認 準国内競技

### 第4条 開催日程

2016年 3月 6日 (日)

### 第5条 競技会開催場所

名 称：丸和オートランド那須

所在地：栃木県那須塩原市高林字蛇尾川添259-1

### 第6条 オーガナイザー

フォレスト スポーツ クラブ (FSC) 代表者 新名 孝雄

所在地：〒208-0031 東京都武蔵村山市岸1-20-15

TEL 042-560-9667 / 090-8649-2089

### 第7条 大会主要役員

・大会会長：新名 孝雄

・組織委員会

組織委員長：新名 孝雄

組織委員：佐藤 英明 呉山 太一

・競技会主要役員

①競技会審査委員会

審査委員長：宮入 忠 (ROAD-KNIGHT)

審査委員：尾崎 光延 阿部 道雄 (FSC)

②競技役員

競技長：新名 孝雄

副競技長：佐藤 英明

コ-ス委員長：新名 孝雄

計時委員長：板倉 麻美

技術委員長：小池 克弘

救急委員長：嘉義 良隆

大会事務局長：佐藤 英明

### 第8条 参加申込及び参加費用

① 参加申込先および問合せ先 (大会事務局)

〒208-0031

東京都武蔵村山市岸1-20-15

FSC事務局 新名

(問合せ先)

TEL 090-8649-2089(新名) 9:00~19:00

<http://www.forest-sports-club.jp/>

E-mail: office@forest-sports-club.jp

② 参加受付期間 2月8日 ~ 2月28日(必着)

③ 参加料 ￥15,000-

④ 提出書類：指定の参加申込書に必要事項を記入し署名捺印の上、  
参加料を添えて参加受付期間内に申込むこと。

参加料を現金書留にて郵送するか、銀行振込にて送金すること。

銀行振込の場合は参加申込書にその旨を明確に記入し、銀行振込  
後、参加申込書を郵送してください。

振込み先：西武信用金庫 村山支店

普通口座 0453506

エフエスシー ニイナ タカオ

⑤ 保険 スポーツ安全保険加入を強く推奨する。

### 第9条 競技のタイムスケジュール

ゲートオープン：6:00~

参加確認受付：6:20~7:30

公式車輌検査：6:40~7:55

慣熟走行：6:40~8:00 (マフラー改造車輌は7:00~)

ブリーフィング受付：8:00

ドライバーズブリーフィング：8:10~8:20

慣熟歩行：8:20~8:50

競技：第1ヒート9:00 第2ヒートは第1ヒート終了後40分後

表彰式予定：第2ヒート終了後30分後予定

### 第10条 参加車輌

2016年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定に従った車両とする。

## 第11条 クラス

### ■N1500&PN1クラス：

気筒容積 1500cc 以下の 2 輪駆動の N 車両で排ガス規制平成 12 年規制以降の適合車両、および気筒容積 1600cc 以下の 2 輪駆動の PN 車両とし、AE 車両を含む。

### ■PN2クラス：

気筒容積 1600cc を超える 2 輪駆動の PN 車両のうち、 FIA/JAF 公認発行年または JAF 登録年が 2012 年 1 月 1 日以降 の車両とする。

### ■N1 クラス：

2 輪駆動の N 車両および気筒容積 1600cc 以下の 4 輪駆動の N 車両とする。

### ■N2 クラス：

気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動の N 車両とする。

### ■S1 クラス：

2 輪駆動の SA / SAX / SC 車両とする。

### ■S2 クラス：

4 輪駆動の SA / SAX / SC 車両とする。

### ■D クラス：

排気量および駆動方式による区分なしの D 車両とする。

## 第12条 参加資格

- ① 運転者は 2016 年度有効の JAF 競技運転者許可証所持者とする。
- ② 満 20 歳未満の運転者は参加申込みに際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

## 第13条 参加制限

- ① 参加台数は 160 台以内とする。
- ② 同一参加選手は 1 クラスしか参加出来ない。
- ③ 同一参加車両による重複参加は 2 人までとする。
- ④ 前年度の全日本シードドライバーで、各部門各クラスの上位 1 位に認定された者の参加は認められない。

## 第14条 参加申込方法及び参加受理

- ① 参加提出書類に参加料を添えて、申込みをすること。
- ② 参加受理の諾否は受理書の郵送にて通知する。
- ③ 参加受理後のクラス変更は認めない。
- ④ 参加受理書発行後の参加料の返却はしない。但し、参加受付期間中の参加取り消しは事務手数料￥2,000 を差し引いて返金される。

## 第15条 車両の変更

2016 年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第 25 条に従う。

## 第16条 車両検査

- ① 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。
- ② 指定場所、指定時間に出走前車両検査を受けること。  
車両検査で不合格の場合また車両検査を受けない場合、又は技術委員長の修正指示に従わない場合は当競技に参加出来ない。
- ③ ゼッケンは車両検査前までに車両の左右に貼ること。
- ④ 車両検査に車両を提示することは、当該車両が全ての規則に適合していることを申告したものとみなされる。競技中に不適格が発見された場合、国内競技車両規則違反として失格となる場合がある。
- ⑤ オーガナイザーは競技終了後上位入賞者に対し最終車両検査を実施する。当該検査の対象となった参加者は指示に従うこと。
- ⑥ 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することが出来る。
- ⑦ 競技会技術委員長が行う検査および再車両検査の分解および組付に必要な工具、部品、必要経費は全て参加者の負担とする。  
万一当該検査を受けない場合、または検査の結果不合格の場合は競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。

## 第17条 ドライバーズブリーフィング

2016 年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第 26 条に従う

## 第18条 慣熟走行及び慣熟歩行

- ① 慣熟走行(ウォーミングアップ)及び慣熟歩行を行う。
- ② 慣熟走行は定められたコースとする。

## 第19条 スタート

スタートはゼッケン番号順に行い、ランニングスタートとする。

## 第20条 信号表示

- 日章旗：スタート合図  
黄 旗：パイロン転倒またはパイロンタッチ  
黒 旗：ミスコース  
赤 旗：危険あり直ちに停止せよ  
緑 旗：コースクリアー  
チェックマーク旗：ゴール合図

## 第21条 計時

- ① 計測は自動計測装置を使用し、その計時結果を成績とする。
- ② 万一、主自動計測装置の故障の場合は別個の独立した自動計測器のタ

イムを成績とする。

## 第22条 順位決定

2016年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第30条に従う。

## 第23条 競技上のペナルティ

- ① コース上の指定パイロンに対し、接触、移動、転倒が判定された場合  
1個につき5秒を走行タイムに加算する。
- ② ミスコースと判断された場合、当該ヒートを無効とする。
- ③ エートの指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失う。
- ④ スタート合図後、10秒経過してもスタートコントロールラインを通過しない場合は当該ヒートを無効とする。
- ⑤ 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- ⑥ 走行中に他の援助を得た場合、当該ヒートを無効とする。

## 第24条 一般安全規定

- ① 全ての車輌は6点式以上のロールバーを装着すること。
- ② 全ての車輌は前後にけん引装置を備えること。
- ③ 全ての車輌は4点式以上の安全ベルトを装着すること。
- ④ 競技中はレーシンググローブ、ヘルメットを装着すること。
- ⑤ パドック内でのウォーミングアップランやグリードを禁止する。

## 第25条 競技車輌のパドック待機

- ① 競技車輌は、車輌検査終了後から正式競技結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとする。(コースを走行中または走行のための移動を除く)。
- ② パドック待機中の競技車輌はタイヤ交換、プラグ交換、Vベルト交換調整の軽微な作業を除き、調整、変更、交換作業を行う場合は、事前に技術委員長の許可を得ること。

## 第26条 損害の補償

- ① ゲスト、観客、大会関係者の死亡、負傷、及び車輌等参加者および競技運転者は、参加車輌及び付属品等の損傷、盗難、紛失等の損害及び会場の施設、器物を破損させた場合の補償等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。
- ② 参加者および競技運転者、並びにヘルパー、ゲストはJAFおよびオガナイザーの各役員が、一切の損害補償に対する責任を免除していることを了承していなければならない。即ち、大会役員がその役務に最善を尽くすことは当然であるが、もしも、役務遂行等によって起きた損害であったとしても参加者および競技運転者、並びにヘルパーの損害に対しては、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

## 第27条 抗議

- 参加者及び競技運転者は自分が不當に処遇されていると判断した場合、これに対して抗議する権利を有する。
- ① 抗議を行う時は必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出しなければならない。
  - ② 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返還される。
  - ③ 抗議により分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかつた場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。分解整備等の費用は技術委員長が算定する。
  - ④ 審判員の判定及び計時装置に関する抗議はできない。
  - ⑤ 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

## 第28条 抗議の制限時間

- ① 技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- ② 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

## 第29条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

2016年日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第31条に従う。

## 第30条 賞典

- ① 1位～3位にJAFメダル
- ② 各クラス1位～6位とする。但し、クラス参加台数の30%以内とする。
- ③ 奨金および副賞を授与する。
- ④ 表彰対象者が表彰式に欠席した場合は、表彰を放棄したものとしてオガナイザーの用意した副賞は授与されない。

## 第31条 参加者((ドライバー)の遵守事項

2016年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則第33条に準じる。

## 第32条 規則違反

2016年全日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権統一規則第17条に準じる。

## 第33条 記載されていない事項

- ① 記載されていない事項については、JAF 国内競技規則とその付則及びFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- ② 本規則書発行後、JAFにおいて決定され公示された事項はすべての規則に優先する。

「FSCジムカーナ組織委員会」